

伊方訴訟ニュース

第49号

1977年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

「安全なもんなら、なぜ

田舎に来て、住民をだますのか」

8月25日、この原告本人尋問をもって、この裁判の証人尋問は終り、結審も間近かになった。前回までの証言で、四電と行政が住民から土地と道路を強奪した実態を暴露した、九町の井上常久さんへの被告の反対尋問は、井上さんも本当は持っている土地を売ったか、あったらどうかという下司の कांगリめいた質問で、すっかり自らの品性の下劣さを暴露してしまっただ。

保内町磯崎(いさき)の佐伯森武さんは磯崎の公害問題若人研究会の諸君の信望を集めている人。さすがに話が面白く、こんな話の固くなりがちな場面でもユーモアがあふれている。弁護士「佐伯さんは保内町磯崎に今お住いですが、だいたい何年位前からそのあたりに住まわれとるんですか」。佐伯さん「エー、あまりくわしくは、その……、まあ昔のことをいうとよくわかりませんが長曾我部時代から色々話を聞いてりまして……」。法廷がどっとわいた。こんな調子で反対運動の歴史が話されていった。昭和44年、漁業者たちが原発のうわさを聞きつけ、反対署名を集めてまわった。47年、漁協が水産庁東海地区水産研究所の川崎健氏を呼んで、磯崎の皆さんに話を聞いてもらった。温排水の海へ

の影響、放射能の農作物への影響など考えていた以上の問題があることがわかった。しかし、この話もすんなり聞けたわけではない。保内町役場は「原発反対の話をするような人には公民館は貸されん」といい、やっと青年の部屋を借りてやった。当時磯崎部落総会で反対決議がされたが、部落で選ばれた区長が保内町に反対を申入れることができなかつた。というのも、当時区長は町職となっており、区からも町からも手当が出ていたが、何といても町からの手当は「重みが違いますもん」。町民きりくずしは、四電・行政の間で、「これは選挙じゃないけん、金はいくらでも使え。警察にひっぱられることはないけん」を相言葉にすすめられた。こんな話もある。磯崎の

第33回公判

9月29日(木) 午前10時開廷

○裁判所からの求釈明に対する釈明

○原告最終準備書面の陳述

なお、原告の最終準備書面提出が当日になるので、結審は次回の可能性が大きいとのこと。被告はすでに提出した準備書面(10)を最終とする模様

一青年が四電の入社試験を受けた。と試験官が「お前は磯崎の出身じゃが、今の原発反対者を押え込んだらじきにでも採用しちゃうわ」というた。この青年は社員になり、立派な土産をもって友人のところへ来て説得にかかったが、その友人は部落みんなも反対していることだからと土産物を突返した。突返した青年は今、この法廷の中にいる。部落の人々はいえ、無記名投票でもすれば、ほとんど全員が原発反対というだろう。だが、上から聞けば、そりゃ電力事情もあろうから賛成しましょとシッポを振る人が多い。なぜなら、国が県にやらせて、県は町に行政上の圧力をかける。町は県からの学校建設といった行政措置がほしいし、県から土建事業などをもらわねば町民に仕事もやれなくなって困るのだ。町民の土建業者の仕事などはほとんど町の仕事だ。生活上の弱みから町にシッポを振らなければならぬ人は住民の8～9割位はあるだろう。「そりゃあ、ここにおいでる被告の方でも同じですよ。自分じゃ悪い思うとって、しょうなしにきよるん」。かくして建設された一号炉に対して、「政府が自信を持って原子力発電所をすすめるんでしたら、私は、住民なんかをだましたり、そういうことをすべきではないです。正々堂々とね、どっからでもみてやんなさい、話もしましょうというような姿勢になって、初めてやるべきではないかと思えますね」と佐伯さんはいう。このような実態に対しては、次の矢野さんの場合も、国側の反対尋問は何一つ反証することができなかった。

保内町の矢野浜吉さんは、牧師を志望しながら、戦争中にやらされた行為のため、その資格はなくなると考え志望を捨てて現在の

牛乳販売業を始めたという経歴がもの語るような語り口で証言を進めた。一号炉は当初、保内町の地下水から淡水を取る計画で安全審査をパスした。ところが、審査の結論が出る以前から矢野さん達は愛媛大の岸洋介氏らの協力で調査の結果、保内町の地下水が現在でも取過ぎによる水位低下から海水が混りかけており、原発にまわす余裕のないことを実証してみせた。それにもかかわらず、国は、水は十分あるとの四電の申請を信じて設置許可を決定した。やがて、現在の裁判の前哨戦としての、異議申立を住民たちが起こすと、四電・国側は、急遽海水の淡水化方式に計画を変更し審査を通した。四電の計画はこれほどズサンであり、国の安全審査もこれほどにズサンであったのである。こんな原発を持ってこられる地元住民として、矢野さんは最後に訴えた。「本当に原子力発電所が安全であるならば、あるいは電力というものが必要であるとしますならば、原子力発電所を大都會の周辺とか、あるいは電力使用量の多い工場地帯にお作りになればよろしいと思います。それを田舎の電気の使用量の少いところに建設されようとするのは、万一大災害がおこったら、おこるかも知れないがおこったら、損害の保障が少なくてすむんじゃないかと、少数の被害ですむんじゃないかということで田舎を選んでおられるんだらうと思います。その少数の我々はいったいモルモットになるのか、死んでもいいのか。伊方の、あるいは地元の子孫のために、安全にとお考えになるならば、伊方原発を建設中止して下さい。裁判長にお願いできますならば、この原発を都会に持って行けとおっしゃっていただきたい」。

(支援する会会員 OZ)

2号炉に対して

口頭による異議申立て

伊方原発2号炉の設置許可に対する口頭による異議申立てが、さる8月24日午後1時30分から、松山市民会館会議室で開かれた。

1号炉についての行政訴訟が間もなく結審を迎えることが判明していた、さる3月末に、国は不当にも2号炉の設置を、四国電力が申請してから約一年半後に、許可したのである。これに対して、八幡浜市から三崎町に至る、いわゆる八西地区に居住する住民52名が、5月27日付で、行政不服審査法に基く異議申立てを行なった。異議申立てに参加した人たちは申立団を結成し、矢野浜吉さんを代表にえらんだ。そして、科学技術庁との間で、安全審査に用いた全資料を申立団に渡すことと、口頭による異議申立ての会を地元で開くよう要求した。

科学技術庁は、はじめ、両方の要求ともに難色を示していたが、まず、四電が審査のために提出し、やがて公開される予定になっているものの複写を、無料で一揃分を渡すことを認めた。ついで口頭申立てを行うことも認めたものの、八幡市でという申立団の要求を拒否し、東京で開くことを主張した。しかし、矢野代表との間の交渉や、行政訴訟公判の機に開かれた申立団との団体交渉などを通じて、ようやく、第32回公判の前日に、松山で開くことを認め、会場設定も科学技術庁の費用と責任でやることになったのである。

当日会場には、約40名の異議申立人が参加し、あまり広くない会場は、傍聴者やマスコミ関係者なども含めぎっしり満員で、テレビ用のライトも持ち込まれていたりして、文字通り、熱っぽい雰囲気には充されていた。約

4年前の1号炉の異議申立てが、東京の科学技術庁で、しかも、弁護士や学者の代理人を中心に開かれ、東京のマスコミも無関心のためか全く参加していなかったのに比べ、まるっきり違った状況であった。申立人席には、欠席者の委任状を手にした地元の労組の人たちや、大阪からかけつけた支援の人たちも何人か参加していた。科学技術庁からは、総理大臣の委任を受けた、原子力安全局原子炉規制課の松田課長はじめ、毎回の公判廷ですでに顔なじみになっている職員数名が参加し、申立団と向い合った形でテーブルについた。

開会に当って松田課長は、会の主旨と進め方についてつぎのようにのべた。「今日は口頭による異議申立てであるので、皆さんから、すでに文書で出されている内容を補足する意見を出していただき、それと文書とを合わせて検討し、なるべく早く決定書を出したい。しかし、せっかくの機会でもあるので、こちらの真意を伝え、皆さんの誤解をとくという主旨の範囲に限って、ご質問にもお答えしたい。時間は予定通り4時半までとし、それで会は終りたいので協力してほしい」と。これに対して申立団から、「時間を気にせずとやれ」との発言が相つぐ中で会は始められた。

まず矢野代表が立ち、住民の誰もが疑問に思っていること、つまり、1号炉についての裁判が進行中で、しかもその審判結果が間もなく出ようとしている時に、どうしてそんなにあわてて2号炉の許可を出したのか、というところに納得のいく説明をしてほしいと要求した。これに対して松田課長は、「1号炉についても我々は正しいと思っているし、2号炉の許可は法律的には全く関係ない。四国電力から申請が出されれば、それに対して結論

を出す法律的な責任があるので、許可したま
でのこと」と、官僚答弁で応じる。

たまりかねた申立団の人たちから、激しい
追及の発言が続いた。「1号炉の安全審査の
あとで、抗議に行った我々に、審査会の内田
会長は、地元の人たちが納得するまで話し合
うと約束したが、その後具体的には何もやら
れていないではないか。町や県の誘置決議が
住民の意志というが、そんなもんは、“出た
くとも出れない放射能”だとか、“原発で地
域の開発を”，といったデタラメな宣伝の下
で、権力と金力とで作られたものにすぎない。
現在、国は、“国民の合意の下で原子力の推
進を”などといっているが、安全審査そのも
のが裁かれ、住民の誰もが関心を持ち注目し
ている1号炉の裁判を待たずに、追い打ちを
かけるような国のやり方のどこに、住民を納
得させようとする姿勢があるというのか」、
などなど。

追いつめられた松田課長は、言いのがれの
つもりか、「原子炉の設置許可処分の法律的
な根拠となっている原子炉規制法では、許可
に当って、住民の納得を得る必要はない」と
居直り、一瞬、会場全体が啞然とする。激し
い非難の中で、発言の効果に驚いた役人た
ちは、「国の政策全体としては、もちろん、国
民の納得を得ることに努力している」と、わ
けのわからない言いわけに終始。

たまりかねた申立団の人たちは、「住民を
納得させる自信があるのなら答えてほしい」
と、つぎつぎに、具体的な問題をなげかける。
敷地内に、なお裁判で争われている土地のあ
ることや、反対派地主の土地をさけて、でこ
ぼこに周辺監視区域の金網が張られているこ
とと、炉心から700メートルは必要という

こととの矛盾について。あるいは、実物の千
分の1の模型を用いた風洞実験で、風速毎秒
1000メートルにも相当するような風の中で
拡散実験をやり、我々の頭に落ちる“死の灰”
の動きが正確に分るのかということ。さら
には、県はあわてて防災計画を作ったが、風向
によって避難の仕方を変えたりしなければな
らないことを、教えたり訓練しないのはなぜ
など。

松田課長らは、予想してきた異議申立の項
目から外れてはいるが、生々しい地元民の不
安と怒りをぶっつけられて、汗だくの説明に
追われる。また、参加していた婦人の人た
ちからは、「苦しい生活に追われながらも、原発
のことを学習し、子供のためにも、上から押
しつけられたものをはね返さねばと、こうし
てやってきていることをよく考えてほしい」
と、怒りと苦しみを切々と訴えた。

やがて異議申立団は、申立ての各項目に入
るに先立って、2号炉の設置を認めた安全審
査報告書を、誰にも分るように説明してほし
いと要求した。「原子力三原則とかで公開が
うたわれているが、我々には、この報告書だ
けが、政府刊行物の中で公開されるだけであ
る。しかもその内容は、一般住民はもちろん、
ここに来ているマスコミの人たちでさえ、さ
っぱり理解できないもので、英語まじりの文
章は、読む気さえ無くしてしまう。住民の納
得ぬきの公開は無意味だ。我々は、とりあ
えず、学者とも相談して異議申立書を出したが、
もっとよく内容を聞いてから、どんどん異議
の内容を加えていきたい」、というのが説明
要求の主旨であった。

予期しない要求に面くらった役人たちは、
しぶしぶ、「ともかくやって見るから」と、

始めたが、やがて、「こんなことをしている、いくら時間があっても足りない。早く本題に入ってほしい」と悲鳴をあげる。休けいをとって相談した申立団は、「よく準備しておけばもっと要領よくやれるはずだ。しかし今日は時間がきたので、次回をきめて散会しよう」と申し入れた。

松田課長は、この申し出を拒否して次のように会を打ち切ろうとした。「今日の時間は始めに約束したはずだ。8月末以後には、異議申立者には行政訴訟を起こす権利ができるが、それまでに決定書を出そうと努力し、今日も松山まで来ている。皆さんの言い分は大よそ理解したからこれで終る」と。申立団の人たちは、「まだ何も話していないではないか」とか、「1号炉の時も2回やったでないか」、などと口口に激しく抗議し、「次回を予定する権限を与えられていない」と、席を立とうとする松田課長らと、2時間あまりも談判を続ける。とうとう最後に、「本日の会は休会とし、以後の継続について松田課長は努力する」ということで妥協が成立した。午後7時ごろ、わが国はじめての、住民主体の異議申立て会は、次回での一その健闘をお互に約束して散会した。

なお9月はじめに、「9月20日ごろ、東京で開きたい」との申し入れが松田課長から矢野代表にあったとのこと。申立団では、あくまでも、松山での続会を要求して交渉中。

(Q)

予備燃料搬入に抗議

現在伊方原発の原子炉に入れられている燃料は、昨年8月から9月にかけて、東海村にある三菱燃料工場から、山口県徳山市まで陸上輸送され、徳山港から海路、伊方原発ま

で送られた。この輸送に対して、わが国ではじめて、現地の住民と輸送径路に当るいくつかの地区の人たちとの間で、連繋した阻止・抗議の闘いが展開された。こうして、機動隊に守られて陸揚げされた燃料集合体は、昨年10月から炉心に装荷され始めたが、まもなく、原子炉室内にある輸送装置の止め金具の位置をつけまちがえていたという、驚くべき初歩的ミスによって、2体の集合体をへし曲げるといふ事故が発生し、四国電力の技術的能力が問われたのである。この事故によって予備の燃料集合体が無くなったので、四国電力は今回、3体の予備燃料の輸送を具などに申請し、それを、さる9月5日に実施した。

今回の輸送は、前回の強力な阻止行動にこりたのか、東海村から太平洋岸沿いに、直接海上輸送する方式にきりかえられた。この径路では、3日間かかり、9月5日の午前10時ごろに伊方に着くだろうと発表されていた。

八西連絡協議会では、今回も、労組などの協力を得て、海陸で強力な抗議行動をとることをきめた。海上の行動は、前回同様、三崎町の漁民が中心となり、今回は、豊後水道から瀬戸内に入る付近で迎え撃つことになっていた。地上は前回同様、他地区の住民と支援の労組員を中心とした行動が準備されていた。

ところが、前日の9月4日の夜になって、輸送船の機関が故障で入港は遅れ、午後2時ごろになるとのニュースが流された。このため、抗議行動のスケジュールもたつきを見せている間に、輸送船は、はじめの予定よりいづらか遅れたものの、正午ごろに伊方に着いたのである。ニュースは明らかにカムフラージュのためのものだったのだ。約50隻の漁船で沖に出た三崎の人たちも、去りゆく輸

送船の姿を見ただけという。

それでも、伊方原発のゲート前には、午前中から、支援の労組員も含め約200名の人たちがつめかけ、ヘリコプターも含めた機動隊の警備の下で抗議の行動を続けた。そしてそのシュプレヒコールの中で燃料は陸揚げされたのである。搬入後に四電は、9月28日（公判前日）に営業運転に入ると発表した。

資料紹介

○「核燃料再処理工場」, 原子力資料情報室, S52年7月発行, 500円(送料別): プルトニウム研究会の高木仁三郎氏を中心に作られた90頁のこの小冊子は、専門知識の無い人たちには、いくらか難解な箇所もあるが、再処理工場の危険性と現状を知りたい人にとっては、他に類書をみない好資料。申込み; 東京都千代田区神田司町2-19, 秋元ビル5F, 原子力資料情報室。

○「米連邦政府による原子力安全評価の歴史」, 科学, 1977年7月号; 米国「憂慮する科学者同盟」が、公開された秘密資料に基いて、ラスムッセン報告が公表されるまでの裏面史を明らかにした報告。推進派が、全科玉条と宣伝の武器としているラスムッセン報告が、いかに、原子力産業擁護のための政治的な報告であるかを教え、反原発運動に関わる人たちにとって必読の資料。

最終準備書面の作成進む

原告側では、きたる9月29日の33回公判に、最終準備書面を提出することをきめ、現在、弁護団を中心にその作成作業が進められています。豊富すぎるほどの反証材料を、どのように法律的にまとめあげ、有効な弾丸として打ち出すかという方向の下に、昼夜を

分たぬ精力的な努力が続けられています。最終準備書面作成のための借入金計画へのご協力を訴えましたが、すでに各方面から送金、あるいは協力の申し込みを数多くいただいています。皆さん方からのご支援を有効に生かすために、事務局でも全力をあげて最終局面と取り組んでいます。—そうのご支援のほどを。なお、最終準備書面関係の会計は通常のものとは別にし、事業全体の見通しがつました段階でご報告することになります。(事務局)

会計報告(77. 8/9~9/10)

収入

会費	67,000
ニュース購読料	54,400
カンパ	24,000
準備書面売上金	65,000
資料売上金	15,000
予約券払戻し	80,990
計	306,390

支出

ニュース代金	45,000
郵送料	18,080
為替手数料	1,545
現場検証援助費	173,500
行動費	105,000
宿泊費	56,500
交通費(追加)	12,000
32回公判援助費	222,100
行動費	130,000
宿泊費	55,500
交通費(追加)	36,600
33回公判航空券予約	145,860
コピー代	52,700
資料費	1,050
事務用品費	3,560
準備書面(12)	
増刷代金(半金)	200,000
計	863,395
差引	-557,005
借入金合計	1,706,023